

ふたみなかやま 商工会だより

No.14

経営者のための共済があるってご存知ですか？

節税対策はどうすれば？



退職後の生活資金は？

取引先が倒産したら…

↓↓ 経営者が抱える悩みを解決する、経営者のための共済があります！ ↓↓

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。



商
工
会

◎ **節税対策**にもなる、いざという時のお守りです！

申告時期に入る前の今がチャンス！

まだ未加入の方は是非、制度について商工会までお尋ねください！

商工会の福祉共済(がん保険)についてのお知らせ

一生涯のうち、「がん」になるリスクは2人に1人と言われています。
商工会の福祉共済(がんプラン)では月額3,000円※のお手頃価格で
「がん」による入院・手術・通院など、治療を手厚くサポート。
昔に加入した「がん保険」をそのままかけ続けている方や、
「がん保険」に未加入という方はこの機会に見直しをご検討ください！

高血圧や糖尿病・脂質異常症等の持病がある方でも
加入可能なプランがあります。是非ご相談ください！

※満65歳までの方が対象です。詳細は商工会までお尋ねください。



☆商工会会員限定☆

あなたのお店を HP（無料）で紹介してみませんか？

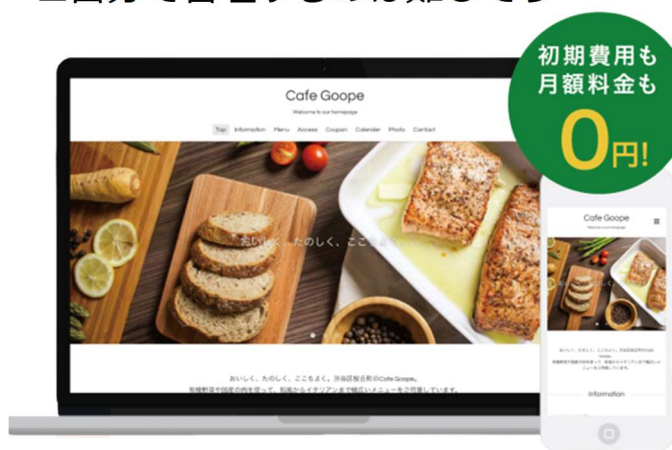
- ☑お店の情報発信がしたい
- ☑HP を作りたいけどどこに頼めばいいの？
- ☑自分で管理するのは難しそう…



グーペ
Goopeで解決！

Goope ってなに？

- ・ネット環境さえあれば誰でも手軽に始められる HP 作成サービスです。
- ・専門的な知識や難しい操作は不要で、初心者の方でもクオリティの高い HP を作ることが出来ます。
- ・商工会会員の方は初期費用や月額利用料**無料**でご利用いただけます。



初期費用・月額料金ともに無料の
商工会会員様向けプラン申し込みはこちら

<https://goope.jp/shokokai/signup/>

導入方法や操作等、
不安なことがあれば
商工会職員がサポートします！

！ 締切間近の市の支援制度があります！

伊予市中小企業・ 小規模企業等振興補助金

以下のいずれかに該当する方について、
事業を実施する際にかかる経費の一部
を市が補助します。

- ①市内で創業した方や創業予定の方
- ②感染予防対策や新しい生活様式に
基づく業態転換を実施される方
- ③広告 PR を実施する方

伊予市版応援金

国の事業復活支援金やえひめ版応援金の
第3弾・第4弾を受給した事業者のう
ち条件を満たす方について、伊予市から
応援金（個人 10 万円、法人 15 万円）
が支給されます。

※どちらの施策も**予算に達し次第終了**となります。
申請条件等の詳細については
伊予市 HP（下記のアドレス）をご確認下さい。

<https://www.city.iyo.lg.jp/keizaikoyou/>

[management/emergency/19.html](https://www.city.iyo.lg.jp/management/emergency/19.html)



インボイス制度の
導入開始まで 1 年を
切りました。
ご自身の事業所が
どういった対応をとるか
お決まりですか？
未定の方は取引先や
仕入れ先とも相談の上
方針を決めましょう！

【中山本所】

伊予市中山町中山丑 285-1

☎：967-0197 FAX：967-1562

【双海支所】

伊予市双海町上灘甲 5821-6

☎：986-1231 FAX：986-1462